

規制シート(様式)

(別紙1)

170201200830001

平成27年11月6日

<p>規制の名称</p>	<p>サブファンドによる対象事業者に対する出資等の決定における(株)農林漁業成長産業化支援機構の同意</p>	<p>所管府省</p>	<p>農林水産省</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準(平成24年12月11日農林水産省告示第2556号)</p>	<p>担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名</p>	<p>食料産業局 産業連携課長 森田 健児</p>
<p>規制目的</p>	<p>農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業者の6次産業化を支援する民間ファンドが十分発達していない中(※)で、国が積極的にリスクを取ることで民間投資を促し、農林漁業の成長産業化を実現していくために設立された高い政策性を有するファンドである。このため、本ファンドを運営する株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)において、地方金融機関等の出資により設立されたサブファンドの出資実行に対し、法目的を達成するために定めた支援基準との適合性について確認を行うものである。 ※ 平成22年度食料・農業・農村白書において、農業経営向けの融資残高(2010年3月末)のうち一般金融機関の割合は0.2%(農業近代化資金を集計)となっている。</p>		
<p>規制内容の概要</p>	<p>サブファンドによる出資等の支援活動が、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(以下「機構法」という。)の目的に即したものとなるよう、支援基準において、サブファンドが出資実行を行うに当たって、あらかじめ機構の同意を得るものとされており、機構は同意の申請があったときは、当該対象事業活動が支援基準に適合する場合に同意を行うこととしている。 支援基準では、対象事業活動が満たすべきこととしている事項を以下のように具体的に定めている。</p> <p>(1)多様な地域資源の活用 農林水産物、バイオマスその他の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すもの</p> <p>(2)産業分野の連携 農林漁業を行う法人とは別に設立された2次・3次産業の分野における農林漁業者主体の法人が、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すもの</p> <p>(3)新たな市場の開拓 次に掲げるような取組を行い、新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるもの</p> <p>①農林水産物の特色を生かした新商品の開発若しくは販売の方法の改善又は直接販売、輸出その他の新たな販売の方式の導入</p> <p>②国内外で今後の成長が見込まれる健康、医療、観光及び教育の分野において行われる我が国の農山漁村・農林漁業の優位性を生かした取組</p> <p>③農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓</p> <p>(4)農山漁村の活性化等への貢献 農林漁業者の所得の確保、雇用機会の創出その他農山漁村の活性化、農林漁業者の経営の安定向上に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金の回収の可能性が高いものと見込まれるもの</p>	<p>関連する 予算</p>	<p>—</p>

規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価 結果	—
規制を維持、改 革又は新設す る理由	<p>規制改革ホットラインで提案のあった平成26年10月20日の時点で、サブファンドが組成した案件は35件に止まっていたところであるが、その後、機構のサブファンドミーティングや各サブファンドにて行う経営支援委員会における機構の助言・指導等により、出資案件は増えて、機構の業務開始後約2年半で累計71件に達している。これは、機構の同意審査を背景とした多くのサブファンドの支援基準に対する理解が進んだことによるものである。</p> <p>他方で、サブファンドの中には、設立からかなりの期間が経過しているにも関わらず、案件形成に至っていないサブファンドもみられるが、案件形成に至っているサブファンドも多数あることも踏まえれば、同意の基準が明確かどうかではなく、個々のサブファンドの案件形成能力による面があると考えられる。</p> <p>また、機構による同意については、</p> <p>①民間投資がほとんど行われなかった農林漁業分野において、その投資を促すためには、地域色が強い農林漁業を各地で密着して支援をするサブファンドを多数設立する必要があるが、各サブファンドによる支援を政策目的に適合したものとして統一性を保持するためには、機構が支援基準との適合性を確認する必要があること</p> <p>②機構の同意プロセスを経ることが、サブファンドの出資案件形成能力の向上に資する面があること</p> <p>③仮に本同意のプロセスを廃止してサブファンドが自らの判断により出資等を行った場合、後から支援基準に反していることが明らかになったときには、機構は機構法第24条第1項に基づきサブファンドに対する支援決定の撤回を行うことにより、サブファンドはもとより支援対象事業者にとってかえって不利益を被る事態も想定されることなどから、本制度は維持すべきものと考えている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等へ の委任の根拠 となる法令の条 項</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等が 法令の委任の 範囲に入る理 由</p>	<p>-</p>